

主な指摘事項【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書及び契約書(以下、契約書等)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の職務の内容について記載すること。 ・利用料金の記載について、利用者負担額(1割、2割、3割)についても記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・保証金の記載について、実際の金額との間に齟齬が見られたため、現状に即した記載とすること。 ・苦情に対する相談窓口について、国民健康保険団体連合会についても記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 	6件
運営	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等を行う場合に、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するための様式を整備し、定期的に従業者に周知させること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 	1件
運営	認知症対応型共同生活介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護計画について、利用者又はその家族の同意を計画期間開始後の日にちで得ているものがあつたため、計画期間開始前に利用者又はその家族から同意を得ること。 	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、変更届についても提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の員数について、実際の内容との間に齟齬が見られたため、現状に即した記載とすること。 ・利用料について、利用者負担額(1割、2割、3割)についても記載すること。 ・利用料その他の費用の額(食材料費)について、実際の金額との間で齟齬が見られたため、実際の内容を記載すること。 ・記録の保管が完結の日から2年間となっているため、完結の日から5年間とすること。 	3件
運営	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・法人代表者であっても管理者又は計画作成担当者として勤務している場合は、職種、勤務場所、兼務関係を明記した辞令等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 ・一部の計画作成担当者について、実際の勤務形態と辞令書等の職種、勤務場所、兼務関係に齟齬が見られたため、辞令等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。 ・一部の従業者について、介護職員との兼務が確認できないため、辞令等を発出し、兼務状況について明確にすること。 	2件
運営	非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に関する具体的計画として、消防法に基づく消防計画のみならず、風水害、地震等の災害に対処するための計画についても併せて策定し、双方の計画に基づく必要な訓練を定期的実施すること。 	1件
運営	広告	<ul style="list-style-type: none"> ・広告に記載されている利用料について、1割、2割の記載のみならず3割についても記載すること。 	1件
運営	苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情対応に関する記録様式等を整備すること。 	1件
介護給付費の算定及び取扱い	看取り介護加算	<ul style="list-style-type: none"> ・看取り介護を実施する体制を構築し、それを強化していくために求められる取組として、多職種が参加するケアカンファレンス等を通じて、実施した看取り介護の検証や職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行うこと。また、看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について、適宜、適切な見直しを行うこと。 ・看取り介護の実施に当たっては、多職種連携を図るため、適切な情報共有に努めることとされているが、その内容が分かる記録がなかつたため、これらの記録を整備すること。 	1件
介護給付費の算定及び取扱い	口腔衛生管理体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言、指導に基づき事業所において作成すること。 	2件

計19件